

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（葛飾区決定）
 都市計画立石駅北口地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の[]は全幅員を示す。

名 称		立石駅北口地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 2.2ha				
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線街路	補助線街路第 274 号線	幅員 9.0m[18.0m]、延長 約 80m 別に都市計画において定めるとおり。		拡幅整備
		区画街路	葛飾区画街路第 3 号線	幅員 16.0m[16.0m]、延長 約 120m 別に都市計画において定めるとおり。		新設
			葛飾区画街路第 3 号線 (交通広場)	交通広場面積 約 3,800 m ² 別に都市計画において定めるとおり。		新設 公共駐車場(約 60 台)を地下に設置する。 公共駐輪場(約 600 台)を地下に設置する。
		区画道路	特別区道葛 322 号	幅員 4.5m[10.0m]、延長 約 170m		既設
			特別区道葛 50 号	幅員 12.0m[12.0m]、延長 約 40m		拡幅整備
			歩行者専用道路 1 号	幅員 8.0～約 13m[8.0～約 13m]、延長 約 150m		新設
			歩行者専用道路 2 号	幅員 約 8.0m[約 8.0m]、延長 約 70m		新設
建築物の整備	街区名称	建築面積	延べ面積(容積対象面積)	主要用途	高さの限度	備 考
	西	約 4,900 m ²	約 81,100 m ² (約 57,000 m ²)	住宅、店舗、公益、駐 車場、駐輪場	高層部 125m 低層部 25m	高さの限度は建築物の高さとする。 ただし、建築基準法施行令第 2 条第 1 項 第 6 号に定める高さとする。
	東	約 3,250 m ²	約 40,400 m ² (約 32,500 m ²)	事務所、店舗、公益、 駐車場、駐輪場	高層部 80m	高さの限度は建築物の高さとする。 ただし、建築基準法施行令第 2 条第 1 項 第 6 号に定める高さとする。

建築敷地の整備	街区名称	建築敷地面積	整備計画		
	西	約 7,130 m ²	敷地内に歩道状空地の整備を行い、歩行者の利便性・安全性の向上を図る。 また、オープンスペースを確保し、地域のにぎわい空間の創出を図る。		
	東	約 4,650 m ²			
住宅建設の目標		戸数	面積	備考	
		約 600 戸	約 61,500 m ²	共用部分を含む。	
参考	高度利用地区内、地区計画区域内にあり				

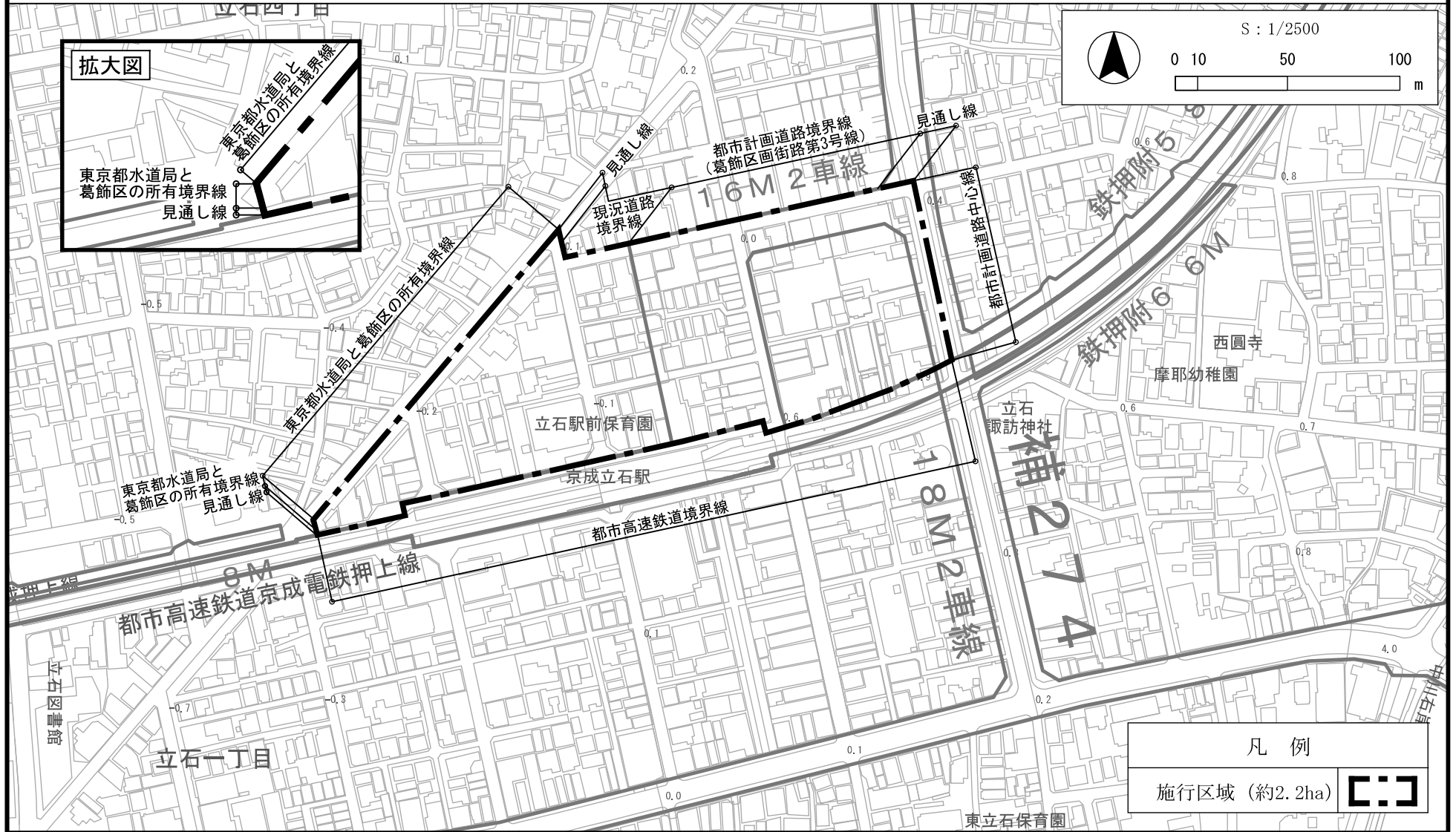
「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、広域行政拠点にふさわしい魅力ある駅前環境を形成するため、市街地再開発事業の計画を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業 立石駅北口地区第一種市街地再開発事業 計画図1

(施行区域)

[葛飾区決定]

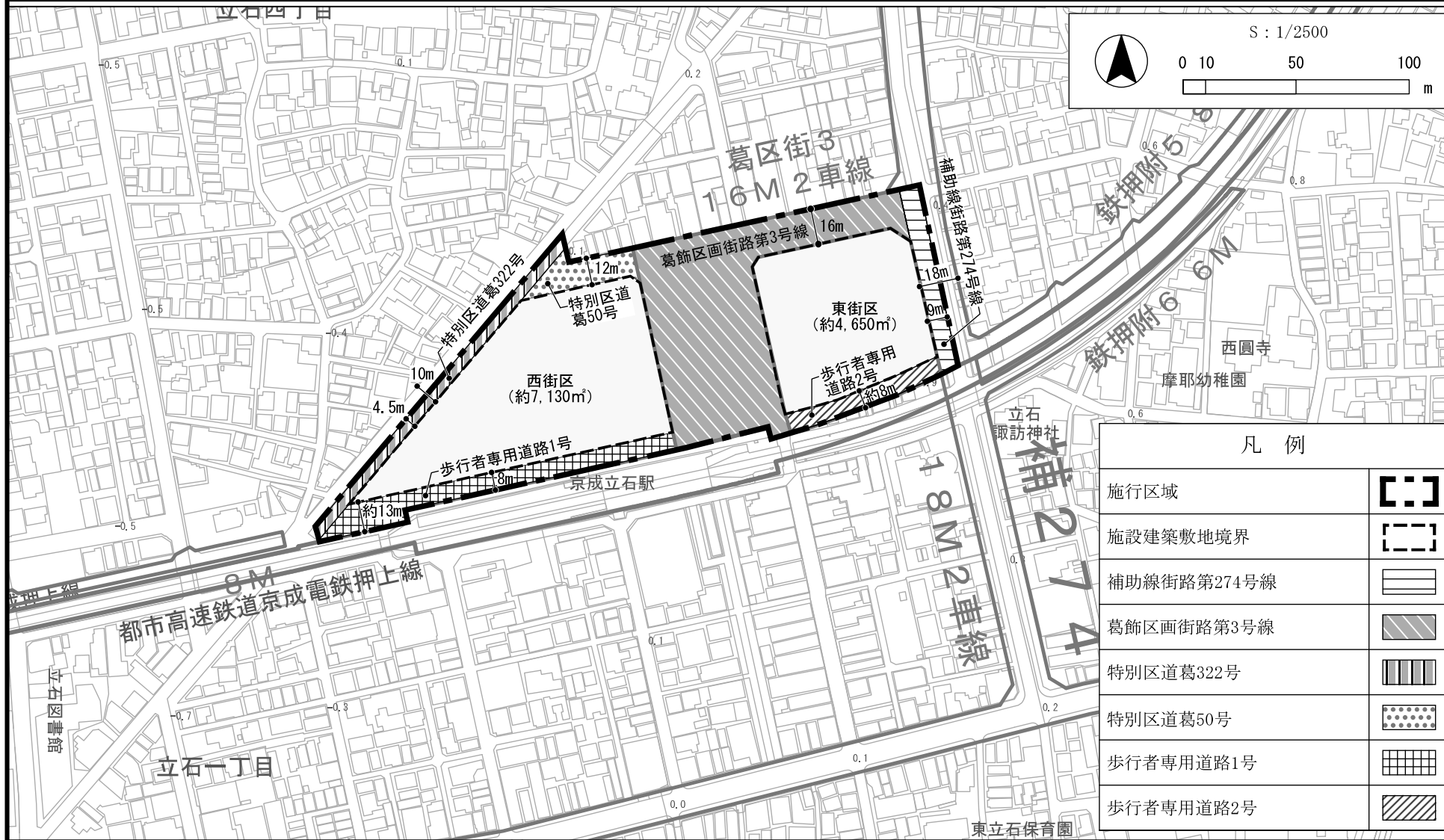


この地図は東京都縮尺1/2,500(平成27年度版)を使用したものである。(28都市基交測第101号・MMT利許第27037号-48) 無断複製を禁ずる。(承認番号)28都市基街都第210号、平成28年10月21日 (承認番号)28都市基交第533号、平成28年10月27日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

立石駅北口地区第一種市街地再開発事業 計画図2

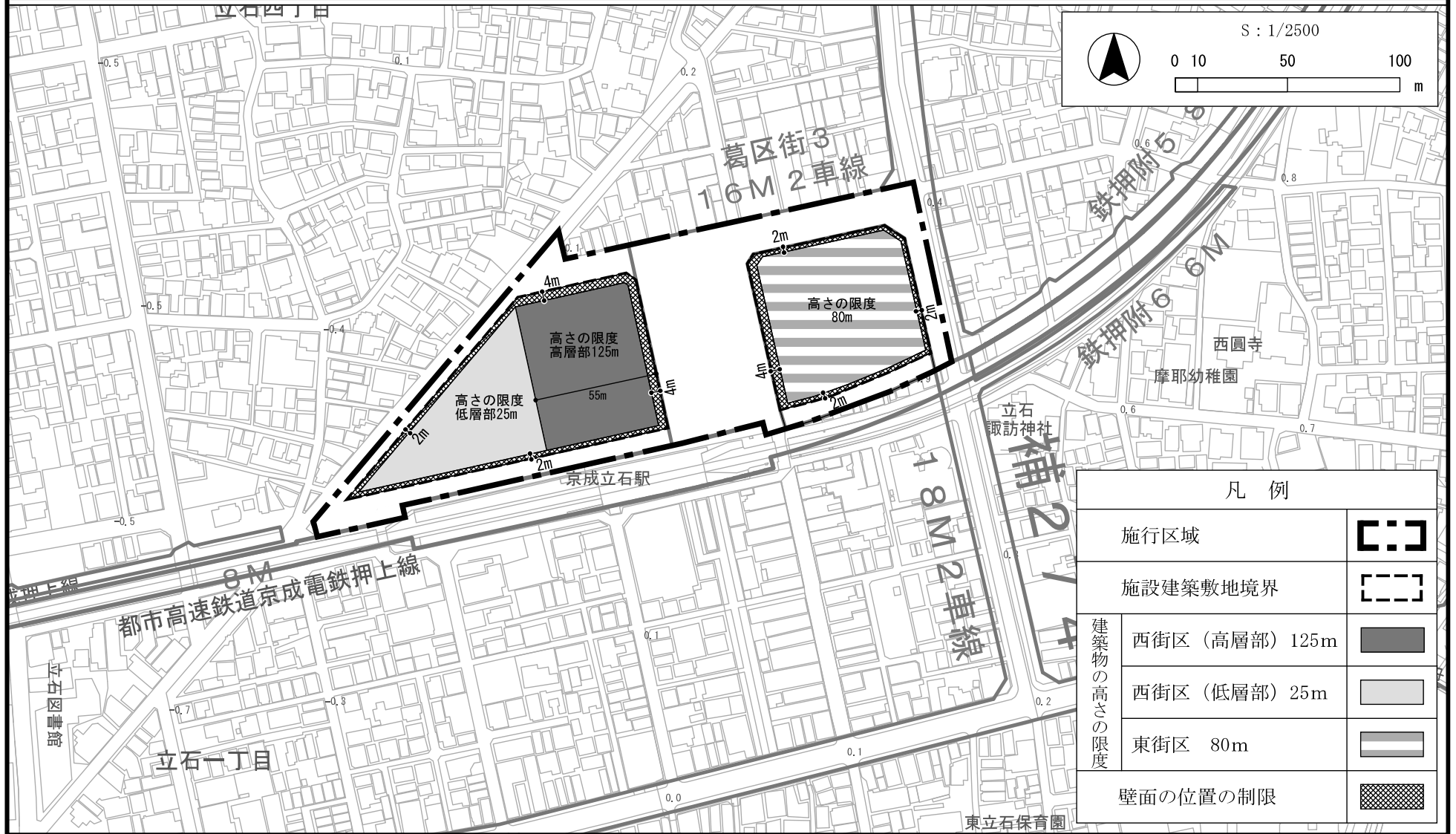
(公共施設の配置
及び街区の配置) [葛飾区決定]



凡例	
施行区域	
施設建築敷地境界	
補助線街路第274号線	
葛飾区画街路第3号線	
特別区道葛322号	
特別区道葛50号	
歩行者専用道路1号	
歩行者専用道路2号	

この地図は東京都縮尺1/2,500(平成27年度版)を使用したものである。(28都市基交測第101号・MMT利許第27037号-48) 無断複製を禁ずる。(承認番号)28都市基街都第210号、平成28年10月21日 (承認番号)28都市基交第533号、平成28年10月27日

東京都市計画第一種市街地再開発事業 立石駅北口地区第一種市街地再開発事業 計画図3 (建築物の高さの限度) [葛飾区決定]



この地図は東京都縮尺1/2,500(平成27年度版)を使用したものである。(28都市基交測第101号・MMT利許第27037号-48) 無断複製を禁ずる。(承認番号)28都市基街都第210号、平成28年10月21日 (承認番号)28都市基交第533号、平成28年10月27日